

第4回士別市農業委員会総会議事録

令和3年9月27日

士別市農業委員会

第4回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日（月曜日）
午後 1時30分開会
午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 使用貸借契約の解消について |
| 日程第3 | 報告第3号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第4 | 報告第4号 | 農地法第3条の3の規定による相続の届出について |
| 日程第5 | 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（24名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 上野浩二君 | 2番 | 湯浅悦子君 |
| 4番 | 松井薫君 | 5番 | 古川昇君 |
| 6番 | 新田康仁君 | 8番 | 鈴木淳一君 |
| 9番 | 寺崎徳仁君 | 10番 | 中澤弘幸君 |
| 11番 | 工藤修一君 | 12番 | 岡崎京子君 |
| 13番 | 本間一明君 | 14番 | 柳眞由美君 |
| 15番 | 梅津宣保君 | 16番 | 遠藤英俊君 |
| 18番 | 鈴木茂樹君 | 19番 | 佐久間弘美君 |
| 20番 | 渡辺亨君 | 21番 | 村上幸博君 |
| 22番 | 栗本勝君 | 23番 | 中山義隆君 |
| 24番 | 鈴木庄一郎君 | 25番 | 小野寺悦子君 |
| 26番 | 木下一彦君 | 27番 | 保科隆志君 |

出席説明員（4名）

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 古閑俊祐君 |

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第4回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は24名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、6番 新田康仁委員、8番 鈴木淳一委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「山下委員」「森野委員」「沼館委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外3件の再認定、2件の変更認定、2件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 2件減の 459件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号2番について村上委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第2、報告第2号、使用貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●外1件より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●の内、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積553㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、隣接地に住宅を建設した昭和27年より家庭菜園として宅地利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積1,002㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和51年月日不詳より格納庫を建設し、宅地として利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積あわせて2,675㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地、●●●●につきましては、昭和年月日不詳より堆肥盤を設置し、●●●●につきましては、昭和年月日不詳より車庫を建設し、いずれも宅地利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

なお、現地確認につきましては、番号1番は8月27日に各担当地区農業委員3名により実施し、番号2番と3番は9月6日に各担当地区農業委員5名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

●柳委員 1番の●●●●は、内番となっておりますが、分筆はどうなりますか。

○事務局（小林 泉君） この後の議案第3号の4番の5条転用と合わせて1筆全部が非農地になりますので分筆はありません。

●議長（保科隆志君） ほかにご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、中士別町、地番●●●●の内、地目、田、転用面積271㎡、転用の計画と目的、格納庫建設のための転用であり、格納庫 1棟 97.2㎡、ほか合わせまして、合計439.33㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

番号2番、転用者、●●●●、所在、温根別町、地番●●●●の内、地目、田、転用面積1,298㎡、転用の計画と目的、格納庫建設のための転用であり、格納庫 1棟 97.2㎡、ほか合わせまして、合計1,644.32㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

番号3番、転用者、●●●●、所在、温根別町、地番●●●●の内、地目、畑、転用面積128㎡、転用の計画と目的、格納庫建設のための転用であり、格納庫 1棟 162㎡、ほか合わせまして、合計385.09㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、温根別町、地番●●●●、地目、畑、転用面積2,700㎡、格納庫建設のための転用であり、格納庫1棟 194.4㎡、ほか合わせまして、合計2,978.56㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大と合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号2番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、西3条3丁目、地番●●、地目、畑、転用面積366㎡、一般住宅建設のための転用であり、住宅1棟 74.52㎡、ほか合わせまして、合計366㎡の計画となっています。

転用理由については、現在、市内の賃貸住宅に居住しているが手狭なため本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

以上で説明を終わります。

番号3番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、西2条16丁目、地番●●●●、地目、畑、転用面積270㎡、一般住宅建設のための転用であり、住宅1棟 167㎡、ほか合わせまして、合計270㎡の計画となっています。

転用理由については、現在、市内の道営住宅に居住しているが手狭なため本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

以上で説明を終わります。

番号4番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、中士別町、地番●●●●の内、地目、畑、転用面積807㎡、一般住宅建設のための転用であり、住宅1棟 147.56㎡、ほか合わせまして、合計1,237.85㎡の計画となっています。

格納庫建設のための転用であり、格納庫1棟 194.4㎡、ほか合わせまして、合計2,978.56㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大と合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4線東)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積23,852㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(40線東)、地番、●●●●外9筆、地目、田、面積110,631㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外24筆、地目、田・畑・用悪水路、面積126,922㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(27線南)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積10,173㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(27・28南)、地番、●●●●●外14筆、地目、田・畑、面積48,889㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

以上、5件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号4番について渡辺委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。
第4回総会は、これをもちまして閉会いたします。
(午後2時00分 閉会)